

要望書について（回答）

- 提出者：古川沢自治公民館
- 受付日：令和2年4月17日
- 回答日：令和2年5月27日

1. 抜本的な排水対策について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

古川沢地区の冠水被害を軽減するため、現在、ポンプの規格や設置場所の選定を行う調査設計を行っており、早期の工事完成を目指しております。新たに整備する常設ポンプは、これまでの仮設ポンプの2倍以上の排水能力を予定しています。

しかしながら、ポンプによる排水だけでは冠水被害の軽減にはなりません。抜本的解消を保证するまでには至っておりません。抜本的な対策には、下流域の北条川及び由良川の流下能力が大きく影響していますので、引き続き県や北栄町へ下流域の流下能力向上対策を講じていただくよう調整してまいります。

2. 除塵機の管理について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

除塵機の管理について、令和2年1月15日に北条水系土地改良区、上北条土地改良区、古川沢公民館及び倉吉市で協議を行いました。引き続き意見交換・協議を行い、方向性を検討していきたいと考えております。

3. 空き家、空き地の管理及び所有者等の情報提供について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

市内の空き家、空き地の管理について、空き家に関しては、周辺的生活環境に影響を及ぼすものに関して、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所有者等の調査を行い、改善を指導しているところです。その際把握した空き家所有者の情報は直接提供することはできませんが、空き家所有者と連絡が取れ、情報提供の承諾が得られれば可能ですので、具体的な案件がございましたら、個別にご相談ください。

4. 市道の補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

①張コンクリートについて

「市道等補修用原材料支給及び建設機械貸与制度」を活用して整備をしていただきますようお願いいたします。

②舗装改修について

緊急性を考慮した上で舗装補修を実施していきたいと考えております。

③水路への転落防止対策について

今年度予算で視線誘導標（デリニエータ）を設置いたします。